

中国悪意登録商標に対する著作権の活用 ～著作権の存在により先取り登録商標の取り消しに成功した事例～ 中国知的財産権訴訟判例解説（第13回）

米国NBA産物株式会社
原告（一審原告）
v.
国家工商行政管理総局商標評審委員
被告（一審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国においては商標の第三者による先取りが問題となっている。一般に第三者の先取りに対しては中国商標法第32条に基づく異議申し立てまたは無効宣告請求を行う。中国商標法第32条の規定は以下のとおりである。

中国商標法第32条

商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。

中国商標法第32条における先に存在する他人の権利には著作権が含まれており、第三者の先取りに対しては著作権を主張して異議申し立てまたは無効宣告請求を行う事が可能である。

しかしながら、第三者の出願前に確かに著作権が発生していたこと及び著作権者を立証することが必要であるところ、現実には証拠不十分であるとして認められないことが多い。

本事件において評審委員会及び北京市第一中級人民法院は証拠不十分として著作権の発生を認めなかったが、北京市高級人民法院は、原告の商標権の存在及び他の証拠から著作権の発生を推定し、商標を取り消す判決をなした。

2. 背景

(1) 出願商標の内容

訴外第三者広東省東莞市長安華歆ビーフステーキレストランは、2001年6月4日に国家工商行